



高松市監査委員告示第6号

監査結果（定期監査・行政監査）に基づき、措置を講じた旨の通知があったので、地方自治法第199条第14項の規定により、別紙のとおり公表します。

令和3年2月26日

高松市監査委員	木	田	一	彦
同	鍋	嶋	明	人
同	三	笠	輝	彦
同	橋	本	浩	之

監査結果に基づく 措置通知

(定期監査・行政監査)

(令和3年2月26日)



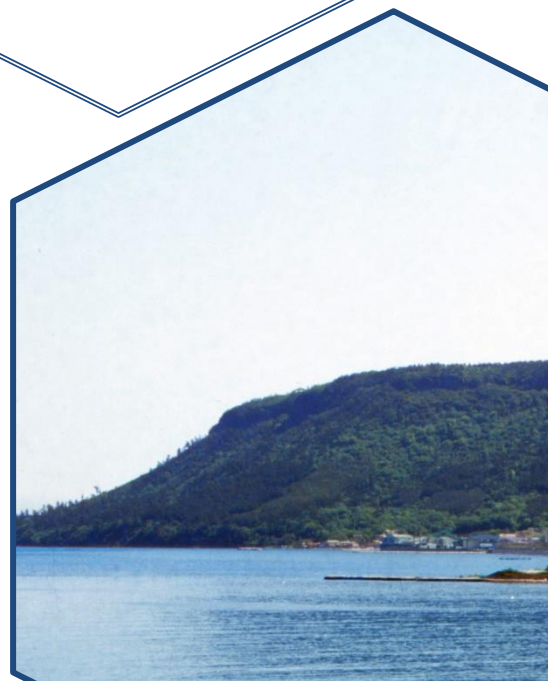
Takamatsu City Audit Commissioners

高松市監査委員

活力にあふれ 創造性豊かな 瀬戸の都・高松

☎ 087-839-2652

✉ kansa@city.takamatsu.lg.jp



監査結果（定期監査・行政監査）に基づく措置通知一覧

R3.2.26

措置通知 No.	監査実施年度	告示日	告示番号 ※	区分 ※	項目	公表文該当ページ	所管課等		措置通知日
1	H29	H30.1.31	第4号	意見 【重点】	行財政改革計画の進行管理について（生涯学習センターの効率的運営及び利用率等の向上）	P7	教育局	生涯学習課（生涯学習センター）	R3.2.4
2	R元	R2.2.28	第4号	指摘 【重点】	行政財産の使用許可に当たり、許可期間が1か月以上のものは、「行政財産使用許可台帳」を作成しなければならないところ、作成していないもの	P24	教育局	生涯学習課	R3.2.4
3				指摘 【重点】	普通財産の貸付に当たり、貸付期間が1か月以上のものは、「普通財産貸付台帳」を作成しなければならないところ、作成していないもの。	P24			
4				指摘 【重点】	連帯保証人の要件審査として固定資産税過去2年分の納付確認等の必要があるが、確認を行っていないもの又は確認を行っていることが明確に示されていないもの。	P24			
5				意見 【重点】	収入・支出に係る事務処理について	P11			

※ 告示番号 …… 高松市監査委員告示の番号

※ 指摘 …… 条例や規則等に違反しているか、著しく適切さを欠くと判断したものを。

※ 意見 …… 組織及び運営の合理化の観点から改善が望まれるとしたものを。

※ 【重点】 …… 「平成29年度高松市監査実施計画」及び「平成31年度高松市監査実施計画」に掲げた「重点取組事項」に基づき、監査したものを。

《参考》平成29年度高松市監査実施計画（関係部分の抜粋）

2 平成29年度の重点取組事項

(1) 行財政改革計画等の検証

第6次高松市総合計画（平成28年度～35年度）及び第7次高松市行財政改革計画（平成28年度～31年度）がスタートして、早2年目を迎えることから、総合計画の着実な推進をサポートするとともに新たな行財政改革の方向性を示す計画として位置付けられている、第7次高松市行財政改革計画に登載された28年度の実施工程（目標値）に対して、どのような進行管理の下に実施されたのかを検証する監査を実施する。また、上記以外の計画等に登載された事務事業についても、その実績や効果を検証する。

《参考》平成31年度高松市監査実施計画（関係部分の抜粋）

2 平成31年度の重点取組事項

(1) 準公金の管理について

準公金とは、公金（市の会計規則等の適用を受け管理される現金、預貯金、有価証券等）以外の現金等で、市からの補助金等を受ける団体（実行委員会なども含む）のうち、市の職員が管理しているものであるが、公金でないため、その管理や経理事務等については、地方自治法及び高松市会計規則の適用がなく、財務監査（財政援助団体等監査を除く）や会計管理者の審査の対象外となっており、チェック体制が不十分であることから、公金と比較してリスクの高い事務になっている。

本市では、準公金を管理・執行する所管課は多数あり、その取扱いも団体により異なっていることから、管理や事務執行の適正性はもとより、経済性・効率性・有効性（いわゆる3E）の観点から、平成31年度は行政監査として準公金の管理について、監査を実施する。

(2) 財産の管理について

地方財政法第8条は、「地方公共団体の財産は、常に良好の状態においてこれを管理し、その所有の目的に応じて最も効率的に、これを運用しなければならない。」と規定している。

本市の財産は、市民の負担に基づき形成されたものであり、地方財政法の規定のとおり、適正に管理するとともに、有効に活用することが求められている。

平成30年度において、土地・建物等の公有財産を中心に、その管理が適正かつ効率的に行われているか、効果的な運用が図られているかなどの観点から定期監査を実施し、監査対象局に対しては、監査委員の指摘や意見を付してきたが、2年で全局を一巡する監査であることから、平成31年度においても、引き続き同様の監査を実施する。

監査結果（定期監査・行政監査）に基づく措置通知

措置通知No.

No.1

指摘又は意見

監査実施年度／ 監査対象	平成29年度／教育局		
告示番号	高松市監査委員告示第4号	告示日	平成30年1月31日
区分	意見【重点】		
意見の項目	行財政改革計画の進行管理について（生涯学習センターの効率的運営及び利用率等の向上）		
意見の内容	平成28年度において実施工程（目標値）の進捗状況に遅れの認められた実施項目については、計画期間内において実施工程を達成するための方策を見直すなどされた。		
公表文該当ページ	P7		
公表文へのリンク	https://www.city.takamatsu.kagawa.jp/kurashi/shinotorikumi/johokokai/kansa/kekka/teiki.files/300131.pdf		

指摘又は意見に対する措置

措置通知日	令和3年2月4日
所管課等	教育局 生涯学習課（生涯学習センター）
措置結果	<p>本件意見については、令和2年9月から、短時間の利用が見込まれる5室について、これまでの使用単位に追加して1時間単位の料金設定を導入し、短時間の利用を希望する新規利用者を増やすなど、施設の効率的運営及び利用率等の向上を図った。</p> <p>また、インターネット回線を利用し、遠隔地にいる人気講師による講座を企画するなど、新たな取組の実施により、更なる施設の効率的運営及び利用率等の向上に努めることとした。</p>

監査結果（定期監査・行政監査）に基づく措置通知

措置通知No.

No.2

指摘又は意見

監査実施年度／ 監査対象	令和元年度／教育局		
告示番号	高松市監査委員告示第4号	告示日	令和2年2月28日
区分	指 摘 【重点】		
指摘の項目	行政財産の使用許可に当たり、許可期間が1か月以上のものは、「行政財産使用許可台帳」を作成しなければならないところ、作成していないもの		
指摘の内容	公有財産事務取扱規則等の遵守について周知徹底を図るとともに、課内（特に管理職員）のチェック体制を構築されたい。		
公表文該当ページ	P24		
公表文へのリンク	https://www.city.takamatsu.kagawa.jp/kurashi/shinotorikumi/johokokai/kansa/kekka/teiki.files/teiki20200228.pdf		

指摘又は意見に対する措置

措置通知日	令和3年2月4日
所管課等	教育局 生涯学習課
措置結果	本件指摘事項については、行政財産使用許可台帳を作成するとともに、今後の使用許可手続に当たっては、公有財産事務取扱規則を遵守し、適正に事務手続が執行できるよう、業務マニュアルに記載したほか、課内で情報共有した。

監査結果（定期監査・行政監査）に基づく措置通知

措置通知No.

No.3

指摘又は意見

監査実施年度／ 監査対象	令和元年度／教育局		
告示番号	高松市監査委員告示第4号	告示日	令和2年2月28日
区分	指 摘 【重 点】		
指 摘 の 項 目	普通財産の貸付に当たり、貸付期間が1か月以上のものは、「普通財産貸付台帳」を作成しなければならないところ、作成していないもの。		
指 摘 の 内 容	公有財産事務取扱規則等の遵守について周知徹底を図るとともに、課内（特に管理職員）のチェック体制を構築されたい。		
公表文該当 ページ	P24		
公表文への リンク	https://www.city.takamatsu.kagawa.jp/kurashi/shinotorikumi/johokokai/kansa/kekka/teiki.files/teiki20200228.pdf		

指摘又は意見に対する措置

措置通知日	令和3年2月4日
所管課等	教育局 生涯学習課
措置結果	本件指摘事項については、普通財産貸付台帳を作成するとともに、今後の財産貸付手続に当たっては、公有財産事務取扱規則を遵守し、適正に事務手続が執行できるよう、業務マニュアルに記載したほか、課内で情報共有した。

監査結果（定期監査・行政監査）に基づく措置通知

措置通知No.

No.4

指摘又は意見

監査実施年度／ 監査対象	令和元年度／教育局		
告示番号	高松市監査委員告示第4号	告示日	令和2年2月28日
区分	指 摘 【重点】		
指摘の項目	連帯保証人の要件審査として固定資産税過去2年分の納付確認等の必要があるが、確認を行っていないもの又は確認を行っていることが明確に示されていないもの。		
指摘の内容	公有財産事務取扱規則等の遵守について周知徹底を図るとともに、課内（特に管理職員）のチェック体制を構築されたい。		
公表文該当 ページ	P24		
公表文への リンク	https://www.city.takamatsu.kagawa.jp/kurashi/shinotorikumi/johokokai/kansa/kekka/teiki.files/teiki20200228.pdf		

指摘又は意見に対する措置

措置通知日	令和3年2月4日
所管課等	教育局 生涯学習課
措置結果	本件指摘事項については、高松市公有財産事務取扱規則が、令和2年4月1日から改正・施行され、普通財産の貸付期間の延長においては、連帯保証人が不要となった。

監査結果（定期監査・行政監査）に基づく措置通知

措置通知No.

No.5

指摘又は意見

監査実施年度／ 監査対象	令和元年度／創造都市推進局		
告示番号	高松市監査委員告示第4号	告示日	令和2年2月28日
区分	意見【重点】		
意見の項目	収入・支出に係る事務処理について		
意見の内容	各団体の会計規程を遵守するためのチェック体制の強化を行うなど、適正な管理体制を構築されたい。		
公表文該当 ページ	P11		
公表文への リンク	https://www.city.takamatsu.kagawa.jp/kurashi/shinotorikumi/johokokai/kansa/kekka/teiki.files/teiki20200228.pdf		

指摘又は意見に対する措置

措置通知日	令和3年2月5日
所管課等	創造都市推進局 農林水産課
措置結果	<p>本件意見については、高松地区底曳網協議会及び高松市漁業組合連絡協議会に対し、適正な収入・支出処理を行うため、各協議会の文書取扱規程の見直しを行うよう指導し、令和2年4月1日付けで、各協議会の文書取扱規程に収入伺及び支出伺を作成することについて記載を行うなど、一部改正を行った。</p> <p>また、上記の内容について、情報共有を図り、会計規程に基づく事務の執行について、担当係長及び管理職による確認を徹底し、適正な事務処理に努めることとした。</p>